

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付、同日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、A会社においてタクシー乗務員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、乗務中に自家用普通乗用車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、B病院に受診し「頸部捻挫、腰部挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断され、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から治療費の給付を受けながら加療を継続していた。

請求人は、その後、自賠責保険から平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と判断されたため、監督署長に対し療養補償給付の請求（以下「初回請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は治ゆしているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、同年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「平成〇年裁決」という。）をした。

(2) 請求人は、その後も、初回請求の後続請求として、複数回にわたり療養補償給付等の請求を行っているが、監督署長はいずれについても、症状固定後の請

求であるとして、また、本件傷病が原因で発病したとする精神障害については業務上の事由によるものと認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

また、請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求をするとともに、再審査請求に及んでいるが、いずれについても棄却（以下「平成〇年裁決」及び「平成〇年裁決」という。）されている。

(3) 今般、請求人は、初回請求の後続請求として、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで及び同月〇日から同年〇月〇日までの療養補償給付並びに同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日をもって症状固定しているとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病は平成〇年〇月〇日には症状固定しているとして、同年〇月〇日以降の療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

本件再審査請求は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒していると判断した平成〇年裁決、平成〇年裁決及び平成〇年裁決に続く後続請求である。

請求人は、本件請求にかかる期間内に複数の医療機関を受診し、請求人の現在の症状について診断があることを理由に本件事故に起因する症状が続いていると主張し、本件傷病ははまだ治癒していないと主張するものである。しかしながら、当審査会はすでに平成〇年裁決、平成〇年裁決及び平成〇年裁決において繰り返し、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒していると判断しているところである。本件再審査請求に当たり、請求人から提出された診療情報提供書等、平成〇年〇月〇日付けC医師の意見書及び平成〇年〇月〇日付けC医師の意見書をみても、本件傷病と請求人の現在の症状との医学的因果関係を肯定する他覚的資料を確認することはできない。

当審査会は、請求人提出の資料及び公開審理における陳述内容を精査したが、平成〇年〇月〇日をもって本件傷病は治癒しているとの判断を変更すべき理由はないものと思料する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。